

山口県報

令和6年
1月27日
(土曜日)

目 次

○告示
移動等の制限をする家畜等及び区域の指定（畜産振興課）……………



山口県告示第十号の二

鶏、あひる、うずら、きじ及びだちようの高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため、家畜伝染病蔓延防止規則（昭和三十五年山口県規則第七十三号）第二条の規定により、当分の間の措置として、移動等の制限をする家畜等及び区域を次のとおり指定する。

令和六年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ及びだちよう並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

二 区域

山口市及び防府市の区域（次の図に示す部分に限る。）

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県農林水産部畜産振興課及び山口県中部家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十七日印刷
令和六年一月二十七日発行

発行所

山口県知事庁